

大山町

令和6年7月発行

農業委員会だより

— 発行 大山町農業委員会 —

第15号



中川浩二さんが育てられている色とりどりの多肉植物（中川さんの紹介はP7に掲載）

- P2 農業委員・農地利用最適化推進委員 担当区域一覧表
- P3 農作業標準労働賃金協定表
- P4 地域計画、利用意向調査、農地転用
- P5 農地の貸借、賃借料情報
- P6 農業者年金（受給者の声）
- P7、8 元気な農業者のご紹介、編集後記



お気軽にご相談ください!

- 農業を続けることが難しいので、田んぼを貸したい・売りたい
- 退職し、余力ができたので、田んぼを借りたい（新規就農したい）
- 自分の農地に農機具庫を建てたい
- 農地を子どもに贈与して、名義変更をしたい
- ☆その他、農業関連のご相談は、何でもどうぞ！

＜農業委員・農地利用最適化推進委員 担当区域＞

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

令和6年4月1日付で就任しました



濱田 厳
(上大山)



森田 博文
(富岡)

	担当区域	氏 名	備考
中山地区	羽田井、束積	尾古 礼隆	農業委員
	八重、樋口、石井垣	山崎 拓司	推進委員
	萩原、報国	山下 一郎	農業委員
	栄田、潮音寺、内蔵	江原 宏昭	農業委員
	中山口、金屋、阿弥陀山、下田中1・2区、中林、浜ノ上団地、植松、北御崎、南御崎	中川 勝彦	農業委員
	下甲、赤坂、曲松、ナスパルタウン	福永 博昭	推進委員
	下市、上市、殿河内、高橋、退休寺	永岡 幸光	推進委員
	岡、住吉、下市駅前、中尾、塩津、中池谷、さざんか台団地	小原 啓一	推進委員
	長野、松河原、庄田	高見 昭久	推進委員
	二本松、林之峯、大中尾	安藤 幹雄	農業委員
名和地区	富長東・中・西、大雀、文珠領、古原、茶畑	高虫 秀樹	推進委員
	古御堂、押平、中村、塚根、大塚、福田	吉野 徹	推進委員
	東・上・新・西・南高田、押平1～3区、上福	前田 繁昌	農業委員
	坪田1～3区、東谷、門前、梶原、新坪田	米澤 誠一	農業委員
	旧奈和、下・上大山、営団、渡道、栃原	濱田 厳	農業委員
	御来屋1～11区・東区・南区・港区、みどり区、のぞみ区	戸野 悦宏	推進委員
	上・下前谷、上・下木料、陣構	河村富士夫	推進委員
	神田、楽仙、倉谷	二宮 聖貴	推進委員
	峯小竹、小竹、上坪東・西	小谷 恵	農業委員
	西坪、駅前、ひかりが丘、八景台、下坪	佐伯 守	農業委員
大山地区	平田、上万、富岡、安原、保田、あずみの郷	森田 博文	農業委員
	稲光、妻木、荘田、長田	上田 陽介	推進委員
	福尾、上野、大山口、大山口団地、大山口新団地、新栄、国信、末吉	青木 尚	推進委員
	所子、平木、栄、清原、唐王、末長、ニューヴィータ	山根 章司	推進委員
	神原、上中高、中高1～3区・西区、野田	岡田 浩司	農業委員
	大山、種原、飯戸、明間、美野留、あけまの森	椎木知奈美	推進委員
	今在家、蔵岡、前、畑、別所、原、今在家住宅	野口 浩義	推進委員
	佐摩、宮内、平、坊領	矢田 考志	農業委員
	香取全域（香取上・下、香取、香取弥生）	石原 文義	農業委員
	下楨原、大谷、赤松、中楨原、一の谷	遠藤 幸子	農業委員

令和6年度 農作業標準労働賃金協定表

令和6年4月～令和7年3月

作業名		協定額(税込)	摘 要	賄 い な し
田 植 え	機械植え(10a当たり)	7,000 円	・側条施肥付500円加算 ・その他薬剤散布等は適宜加算	
一般労務(1時間当たり)		950 円	・時間帯により適宜加算 ・葉たばこ、ネギ調理含む	
耕 耘 機 ・ トラ クタ ー	荒 起	7,000 円	・10a当たりの料金 ・農地の状況により適宜加算	
	こ な し	4,200 円		
	代 か き	5,600 円		
	こなし・代かき同時	8,000 円		
	フ レ ー ル モ ア	6,500 円		
堆肥散布(1t当たり)		1,600 円	・堆肥料金は別途	
あぜ草刈(1時間当たり)		1,900 円	・刈払機(機械代、燃料代含む)	
あぜ塗り(1m当たり)		75 円	・農地の状況により適宜加算	
追 肥(10a当たり)		1,600 円	・機械代、燃料代含む	
稲 刈	バインダー(10a当たり)	8,500 円	・すみ刈りは委託者で行う	
	コンバイン(10a当たり)	18,500 円	・カッター使用の場合は 500 円加算 ・結束機使用の場合は 2, 000円加算 ・すみ刈りは委託者で行う ・倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算 2割以上～5割未満の倒伏・・・ 1 割増 5割以上の倒伏…………… 3 割増 ・湿田の場合は協議のうえ加算	
稲 脱 穀	ハーベスター(10a当たり)	8,000 円		

※梨については、西部果樹協会(☎0859-37-5814)までお問い合わせください。
 ※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、
 上記を参考に話し合いにより決定してください。



地域計画を策定します

これまで地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」を作成・実行してきましたが、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法により、新たに「地域計画」を令和7年3月までに策定することになりました。

「地域計画」は、地域農業の在り方を農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、概ね10年後に目指すべき農地利用の姿である「目標地図」を作成します。

農業委員会と町では地域計画の策定に向けて地域の農業者の皆様、農業委員会、JA、土地改良区などの幅広い関係者に参加いただき意見交換を実施していきます。



(問合せ) 農林水産課 ☎0858-58-6116

利用意向調査を実施します

農地パトロールの結果、再生利用可能な遊休農地と判断された農地の所有者の方へ、8月頃に農業委員・農地利用最適化推進委員が訪問して、今後の利用計画をお伺いします。農地の貸付希望の有無や、中間管理事業活用のご案内等をさせていただきます。



農地の転用は事前相談～許可が必要です

たとえ自分の田畑でも、駐車場や資材置き場、住宅やソーラーパネルの建設など、耕作以外の目的で利用したい場合は、事前に農業委員会にご相談いただいた上で、農地転用の手続きが必要になります。

手続きを怠ると、元の農地に復元するよう命令が出される場合があります。また罰則として、3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科される場合があります。

なお、農地を2a未満の農業用施設（農機具格納庫、温室、堆肥舎など）のために転用する際は許可が不要になる場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

重要 令和7年4月から貸借の方法が変わります

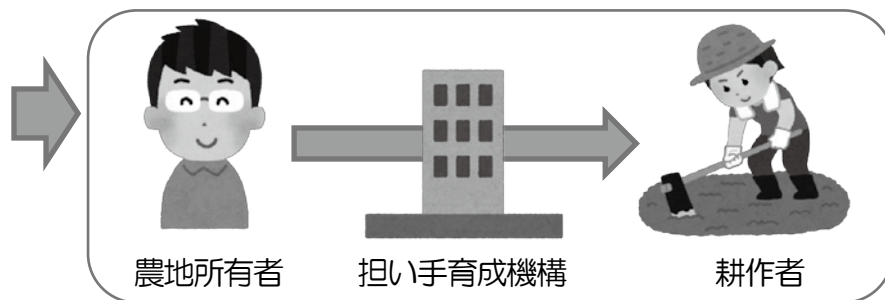
農業経営基盤強化促進法の改正（令和4年5月27日）により、令和7年4月からの農地法以外の農地貸借は鳥取県農業農村担い手育成機構を介したものに一本化されます。

＜これまで＞

- ①
農地所有者と耕作者の
相対する貸借(利用権設定)
- ②
農地所有者と耕作者の間に
担い手育成機構を介した貸借

＜令和7年4月以降＞

- ①が廃止となり②に一本化



※令和7年3月までに設定された①の貸借は期間満了日まで有効です。

※①の貸借の受付は令和7年2月17日で終了します。それ以降は②の貸借で提出ください。

令和7年4月からの一本化に向け、令和6年8月以降に送付する貸借の更新案内からは、②の担い手育成機構を介した貸借の用紙を同封させていただきます。

農地の賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

【田の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考（使用貸借）
中山地区	6,400円	10,000円	2,500円	164筆	241筆
名和地区	6,300円	10,000円	2,200円	126筆	110筆
大山地区	4,800円	8,000円	1,500円	152筆	192筆
大山町全体	5,900円			442筆	543筆

【畑の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考（使用貸借）
中山地区	4,700円	8,000円	1,800円	113筆	122筆
名和地区	6,900円	10,000円	2,000円	108筆	80筆
大山地区	3,400円	6,000円	1,600円	26筆	40筆
大山町全体	5,500円			247筆	242筆

※ 賃借料（平均金額・最高額・最低額）の金額は、10a当たりの年額です。

※ 備考欄の掲載内容：令和5年1月から12月までに締結（公告）された使用貸借（無償）です。

農業者年金

保険料控除など税制面での
優遇があり、節税になります。

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
老後の備えは国民年金プラス『農業者年金』が基本です！

農業者の方なら広く加入できます



農業経営者
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を
持たない畜産農業者



農地の権利名義を持たない
施設園芸等農業者など

ポイント①

35歳未満で要件を満たす方は、
保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます

※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

ポイント②

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

- 農業者老齢年金については、65歳以上 75歳未満の間で、受給開始時期を選択(裁定請求)することができるようになります。(裁定請求せずに75歳に達した場合は75歳から年金を受給することになります。)
 - 特例付加年金については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択(裁定請求)することができるようになります。
- なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント③

農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます

- 農業者年金に加入できる年齢の上限が、20歳以上 60歳未満から20歳以上 65歳未満まで引き上げられます。(ただし、国民年金の任意加入者であって農業に従事(年間60日以上)している方に限ります。)

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

<年金受給者の声>

加入資格のある農業者の皆様へ・・・

農業者年金は積み立て方式なので、貯金だと思って加入してもらったらいと思う。要件に該当すれば保険料の補助もある。余裕がある時は保険料を上げて年金額を増やすことができる。また、支払った保険料の全額が所得控除されるので、節税対策にもなる。寿命が延びて、年金は生涯受け取れるので、加入をすすめます。

尾古 礼隆さん
(羽田井／農業委員)



農業者年金をもらっているのホンネ・・・

支払った保険料が少額だったので、満足する受取額ではなく、国民年金と合わせても物足りなさを感じている。余裕のあるときに保険料を増額しておけばよかったのに、と思っている。

大山町の元気な農業者を紹介します！

中川 浩二さん

(下田中1区)

○経営規模

多肉植物 35m ハウス×2 本

○就農のきっかけ

コロナ禍で生活が一変し、また母が亡くなり、父を支えるため帰郷。妻が育てていた多肉植物に興味を持ち、父のハウスを活用して、多肉植物の農家を始める決心をしました。

○やりがい

がんばって育てた多肉植物がしっかり育ってくれること。
お客様に「応援しています」などのお声をいただくと、またがんばっていく力になります。

○現在、困っていること

夫婦2人でやっているため、時間不足や、人手を増やしたいけれど、人件費を考えると厳しい。また、新しい品種を育てるためのビニールハウスの建設資金に困っています。

○将来の夢・目標

現在、2棟のハウスを6棟まで増やし、オープンハウスやふるさと納税への商品など 地域に貢献していきたいです。



▲左が中川さん

二宮 聖貴さん

(楽仙・農地利用最適化推進委員)

○経営規模

白ねぎ 3ha、芝 3ha、自然薯 5a

○就農のきっかけ

2012年に子どもが小学校に上がるタイミングで大阪から帰郷し、芝農家として親元就農しました。その後、自然薯や白ねぎの栽培を始めました。

○やりがい

自分の思ったとおりに作物ができたとき

○現在、困っていること

天候（猛暑やゲリラ豪雨、豪雪など）で毎年、何かしらの被害があり、対策が大変です。

○将来の夢・目標

周年で安定した経営をして、規模を拡大していきたい。



大山町の元気な農業者を紹介します!

田口 智子さん

(今在家)

○経営規模

水稻 50a、サツマイモ 10a、なた豆 10a

○就農のきっかけ

防災訓練で食べたミルクQueenのおにぎり
がおいしくて、この米を作りたいと思ったか
ら。

○やりがい

米を育てて脱穀した日に新米が食べられるとい
う生産者ならではの幸せがある。
購入してくださった方が、私の作ったものを
おいしいとリピートしてくれること。

○現在、困っていること

生産量をアップしていきたいが、設備が足りていない。

○将来の夢・目標

毎年小規模ながらも会社として成長していきたい。また、大山の色々なものを加工して6次化を進めて、
新しい商品開発をしていきたい。



▲右から3番目が田口さん

編集後記

あっという間に7月がやってきて熱中症に注意が必要な
季節になりました。屋外にいるときや、のどが渇いていな
いときでもこまめに水分補給をしましょう。

7月27日はスイカの日だそうです。スイカは緑と黒の
しま模様であることから「夏の網」と呼ばれています。

ほっと一息、スイカを食べて暑い夏をのりきりましょう。

(森田 博文)

【編集委員長】中川勝彦

【編集副委員長】森田 博文

【編集委員】佐伯 守、永岡幸光、高虫秀樹、
上田陽介、江原宏昭、遠藤幸子

【大山町農業委員会事務局】

住 所：〒689-3111

西伯郡大山町赤坂 66

(大山町役場中山支所)

電 話：0858-58-6115

FAX：0858-58-4024

農地を活かし 担い手を応援する



毎月4回金曜日発行 (月額 700 円)

「全国農業新聞」は全国農業会議所が
発行する農業委員会系統組織の情報
紙です。

◎ 購読申込：農業委員会事務局に
お問い合わせください。

